公共発注者各位

西日本建設業保証株式会社

デジタル社会整備法施行に伴う前払金保証事業法の改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社保証事業におきましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(デジタル社会整備法)」が令和3年9月1日に施行されることに伴い、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」が改正されました。

これにより、発注者の皆様におかれましては、弊社への保証金請求を電磁的方法(*)により行うことができることとなりました。

保証金請求に関するお問い合わせについては、弊社最寄りの支店までご連絡ください。

敬具

- (*)電磁的方法については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法であって当社が認めるものである必要があります。また、書面等の交付に準ずる ものでなければなりません。
- ※ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(令和3年9月1日改正)